

民法（親子法制）の見直しについて

諮問第百八号

児童虐待が社会問題になっていゝる現状を踏まえて民法の懲戒権に
関する規定等を見直すとともに、いわゆる無戸籍者の問題を解消す
る観点から民法の嫡出推定制度に関する規定等を見直す必要がある
と考えられるので、その要綱を示されたい。

親子法制に関する見直しについて

1. 児童虐待防止のための懲戒権に関する規定の見直し

平成23年の民法改正

民法第822条が定める親権者の懲戒権について、児童虐待の口実に使われることがあるとの指摘を踏まえ、**懲戒権は子の利益のために行使しなければならず、児童虐待を正当化するものでないことを明確化**した()。

第820条 親権を行う者は、**子の利益のために**子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第822条 親権を行う者は、**第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内**でその子を懲戒することができる。

()民法第822条の規定の削除を求める意見もあったが、 相当な「しつけ」もできなくなると誤解されるおそれがあることや、「しつけ」の在り方には様々な考え方があることから、見送られた。

その後の動向

- ・ 親権者の懲戒権については、**依然として児童虐待の口実に使われることがあるとの指摘**がされており、**親権者による体罰禁止の法定化**を含む改正法が国会で成立
- ・ これに至る様々な社会的背景を踏まえ、**民法第822条の規定の在り方の再検討**をも強く求める指摘

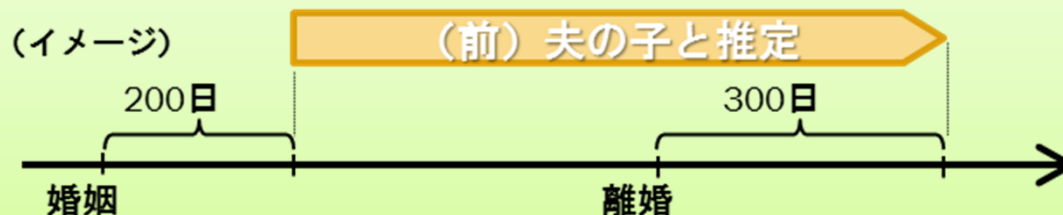
児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年6月19日成立)附則第7条第5項

政府は、この法律の施行後2年を目途として、**民法第822条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。**

2. 無戸籍者問題に対応するための嫡出推定制度の見直し

嫡出推定制度の概要

1. 婚姻成立の日から200日を経過した後又は 婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は夫(前夫)の子と推定される。
2. この推定は、夫が子の出生を知った時から1年以内に嫡出否認の訴えを提起しない限り、覆すことができない。



無戸籍者問題と嫡出推定制度

【無戸籍者問題】

子の出生の届出をしなければならない者が何らかの事情で出生届を提出しないために、その子の戸籍が作成されず、社会生活における様々な場面で不利益を被るという、基本的人権に関わる深刻な問題

無戸籍者等の人数
(令和元年5月時点)
無戸籍者 : 825名
戸籍登載済 : 1523名

夫以外の者との間の子を出産した女性が、嫡出推定制度により、その子が夫の子と扱われることを避けるために出生届を提出しないことがあり、これが無戸籍者問題の原因になっているとの指摘

上記825名のうち644名
(約78%)がこの理由を挙げている。

法務省の検討状況

平成30年10月～ 嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会 (座長・大村敦志 学習院大学教授) に参加して検討 (令和元年7月に報告書取りまとめ予定)